

神通川流域有識者会議運営方針（案）

1. 有識者会議の公開について

有識者会議については、原則的に公開するものとする。但し、内容によってはプライバシー等の問題もあるため、公開の範囲については有識者会議において検討を行うものとする。

■神通川流域有識者会議における公開の考え方

【事前案内について】

- 1) 有識者会議の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内する。また、一般の方には富山河川国道事務所ホームページ等を活用して事前案内する。

【公開について】

- 1) 有識者会議は原則として公開とする。
- 2) プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容が含まれる場合は非公開とし、その決定は有識者会議が行う。非公開とする内容は、情報公開法を参考に以下に関する内容とする。
 - ・ 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合する事により識別され得る情報を含む場合。
 - ・ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れのあるもの。
 - ・ 国の安全が害する恐れ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる恐れがあるもの。
 - ・ 犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の安全の秩序の維持に支障を及ぼす恐れのあるもの。
 - ・ 行政機関内部又は行政機関相互の審議・検討又は協議に関する情報であって、開示する事により、率直な意見の交換若しくは意思の決定の中立性が不当に損なわれ、国民に混乱を生じさせる恐れ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがあるもの。
 - ・ 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他行政機関の事務又は事業に関する情報であって、開示する事により、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの。

非公開により有識者会議を運営するときは、報道関係者及び一般傍聴人に退席してもらい実施する。

【公開に対する対応について】

- 1) 会議の公開は会議の傍聴を認めることにより行い、以下に定めることにより実施する。なお、傍聴の対象者は報道関係者及び一般の傍聴人とする。

- ① 会場の都合により事前に人数制限を告知する。
 - ② 傍聴に当たっては、会議の運営を速やかに行うため、座長の指示に従うこととする。
- 2) 撮影（テレビカメラ・スチルカメラ）は議事に入ってからのご遠慮頂くものとする。
 - 3) 有識者会議の資料は報道関係者及び一般の傍聴者に配布する。
 - 4) 有識者会議での発言は委員と事務局のみとする。なお、以下のとおり対応する。
 - ① 報道関係に対しては、必要に応じ記者発表（会見）を実施する。
 - ② 一般傍聴者等に対しては、別の場で事務局が対応する。
 - 5) 議事要旨は各委員に確認して頂いた上で、富山河川国道事務所ホームページ等で概ね1ヶ月以内に公開する。

2. 委員以外の分野の専門家に意見を聴くことについて

有識者会議規約第5条組織第2項に明記。

（組織等）

第5条 本会議は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

- 2 本会議が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることが出来る。

3. 有識者会議に対する意見について

意見の取扱いについて

有識者会議宛に来た意見については、河川整備計画策定に関する意見は有識者会議に報告するものとし、それ以外（河川整備基本方針、他河川に関するもの等）は事務局で対応する。